

日液協2第31号
令和3年3月8日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協議会に対して会員への周知依頼がありました。

つきましては、関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては同ガス安全室より別紙に記載のとおり国交省の担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請する協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

○ お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

※別紙に記載されている参考資料については、資料が多いため添付しておりません。下記URLよりダウンロードくださいますようお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210302-02.html

以上
発信手段：Eメール
担当：飯田、北邨

経済産業省

連絡文書
令和3年2月26日

日本液化石油ガス協議会
会長 澤田 栄一 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月舘 実

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者宛て要請するよう協力依頼を行ったので、その旨お知らせいたします。

同種事故防止の観点から、貴団体においても傘下のガス事業者等を通じて、一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するよう周知を行っていただきますようお願いいたします。

（参考資料）

- ・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気筒の閉塞による事故一覧（2016年から2020年まで）
- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

経済産業省

連絡文書
令和3年2月26日

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課長 奥原 崇 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 月舘 実

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が、2016年から2020年の5年間で計68件発生し、そのうち2020年は、7件の事故が発生しています。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者などが死に至った事例も過去に発生しています。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

(参考資料)

- ・住宅の塗装・内装工事等の際のガス機器の給気・排気筒の閉塞による事故一覧（2016年から2020年まで）
- ・塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ